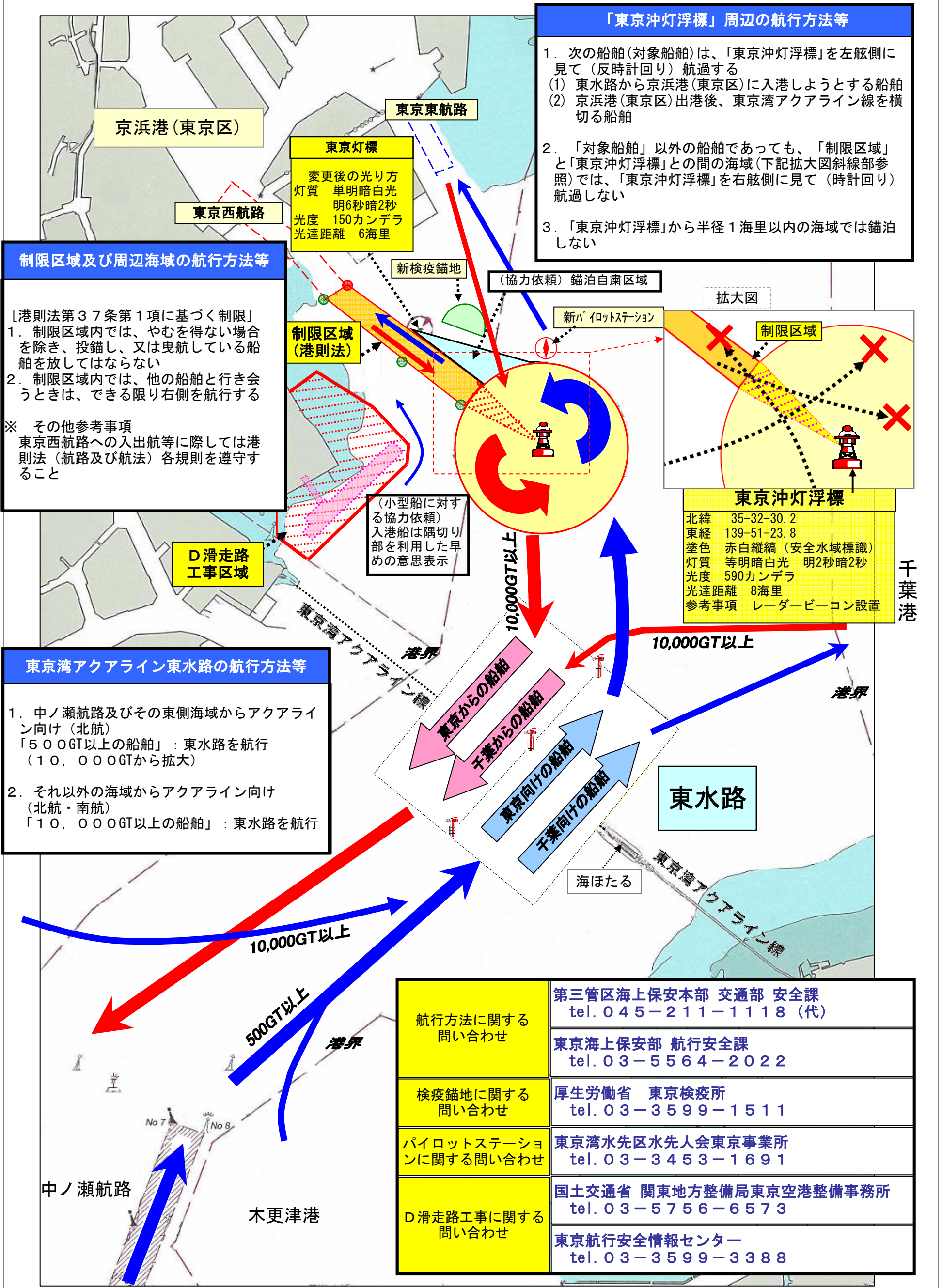


京浜港（東京区）及びその沖合海域・東京湾アクアライン付近海域の新たな航行方法等

東京国際空港D滑走路の新設に伴い、京浜港（東京区）およびその沖合海域・東京湾アクアライン付近海域における船舶交通の安全を確保するため、平成19年8月1日から同海域における船舶の航行方法等が変わります。



「東京沖灯浮標」周辺の航行方法等

- 次の船舶(対象船舶)は、「東京沖灯浮標」を左舷側に見て(反時計回り)航過する
 - 東水路から京浜港(東京区)に入港しようとする船舶
 - 京浜港(東京区)出港後、東京湾アクアライン線を横切る船舶
- 「対象船舶」以外の船舶であっても、「制限区域」と「東京沖灯浮標」との間の海域(下記拡大図斜線部参照)では、「東京沖灯浮標」を右舷側に見て(時計回り)航過しない
- 「東京沖灯浮標」から半径1海里以内の海域では錨泊しない

制限区域及び周辺海域の航行方法等

- [港則法第37条第1項に基づく制限]
- 制限区域内では、やむを得ない場合を除き、投錨し、又は曳航している船舶を放してはならない
 - 制限区域内では、他の船舶と行き会うときは、できる限り右側を航行する
- ※ その他参考事項
東京西航路への入出航等に際しては港則法(航路及び航法)各規則を遵守すること

東京湾アクアライン東水路の航行方法等

- 中ノ瀬航路及びその東側海域からアクアライン向け(北航)

「5,000GT以上の船舶」：東水路を航行(10,000GTから拡大)
- それ以外の海域からアクアライン向け(北航・南航)

「10,000GT以上の船舶」：東水路を航行

航行方法に関する問い合わせ	第三管区海上保安本部 交通部 安全課 tel. 045-211-1118 (代)
検査錨地に関する問い合わせ	東京海上保安部 航行安全課 tel. 03-5564-2022
パイロットステーションに関する問い合わせ	厚生労働省 東京検疫所 tel. 03-3599-1511
D滑走路工事に関する問い合わせ	東京湾水先区水先人会東京事業所 tel. 03-3453-1691
	国土交通省 関東地方整備局東京空港整備事務所 tel. 03-5756-6573
	東京航行安全情報センター tel. 03-3599-3388